

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年8月11日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い
<p>1. 福祉施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 福祉医療費助成事業に関すること (1) 町単独事業の福祉医療費助成事業は合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、現行の受給者証の有効期間満了まで継続実施する。 (2) 町単独事業の福祉医療費助成事業のうち、乳幼児医療費助成事業については、現行の村岡町の制度をもとに、新町において新たに助成制度を設ける。</p> <p>3. 民生委員・児童委員に関すること (1) 民生委員・児童委員協議会は、現行のとおり新町へ引継ぎ、新町において連合会を組織する。 (2) 民生委員・児童委員の活動費は、合併時に再編する。</p>		